

Fitnesssmall ラック湖南 会員規約

第1条(名称)

本クラブは、「Fitnesssmall ラック湖南」(以下ラック湖南)と称す。

第2条(所在地)

本クラブは、滋賀県野洲市野洲 1447-3 に置く。

第3条(運営管理)

本クラブの施設は、株式会社ラックが所有し、かつクラブの運営管理にあたる。

第4条(目的)

本クラブは、クラブ内のすべての施設プログラムを利用し、会員およびクラブを利用する方自身の健康管理と増進に努めるとともに健全かつ明朗な親睦を図ることを目的とする。

第5条(会員資格)

本クラブに入会できる方は、本クラブの趣旨に賛同される方で、クラブ運営委員会で認められた方を会員とする。

会員区分は成人会員のみとし、高校生以上を対象とする。

第6条(運営委員会)

クラブのチーフ・ヘッドコーチおよび運営会社役員で構成する。

第7条(休館・休業)

本クラブは、毎週水曜日を休館日とする。その他、補修工事ややむを得ない事由が発生した場合、臨時休業することがある。

第8条(施設の利用制限)

本クラブは、天災、地震、事故及びスクール・イベントの開催等の事由により、会員に対し施設の全部または一部を利用制限することがある。休館、休業及び利用制限等において、本クラブは会員に対し、補償等の義務は一切負わないものとする。

第9条(入会手続)

ラック湖南に入会を希望される方は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金と月会費、を添えて申込む。また、規約、利用上の注意に同意し、誓約書に署名し提出しなければならない。その後、利用前に所定の健康調査表に必要事項を記入して提出する(健康調査票が承認されない場合は入会できない)。

第10条(入会金)

入会金は本クラブの資格を失うまで有効とする。

第11条(月会費)

本クラブの月会費は口座振替による前納制とする。会費の金額、支払期日、支払方法等は本クラブがこれを定める。月会費は、本クラブの施設を利用しない場合でも、毎月納入しなければならない。尚、退会する場合および月会費を滞納(3ヶ月)し、運営委員会にて処分された場合、本クラブ会員証(旧会員証をお持ちの場合)を本クラブに返却しなければならない。

第12条(会費等の返金)

一旦納入された入会金、年会費、月会費、事務手数料は理由の如何にかかわらず返金はしない。

第13条(休会)

休会希望者は、月会費に代えて別に定める休会費を納入いただくと会員権並びに各コースを確保できる(最長3ヶ月とする)。

第14条(除名等)

本クラブの規約に違反するなど、会員として相応しくない行為のある方に対しては、運営委員会において協議の上、除名することができる。

- (1) 会費その他支払を3ヶ月以上滞納したとき
- (2) 本規約およびクラブの定める規約並びに利用上の規約に違反したとき
- (3) 本クラブの施設を故意に棄損したとき
- (4) 本クラブまたは会社の名誉を傷付け、秩序を乱したとき
- (5) 飲酒で利用したとき
- (6) その他会員として品位を損なうと認められる行為のあったとき

第15条(会員資格の失効)

- (1) 会員本人からの申し出に基づく退会(手続は退会される月の10日までにフロントにて退会届を提出した場合)
- (2) 会員資格の譲渡
- (3) 除名
- (4) 死亡

第16条(会員の厳守事項)

本クラブの会員は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) クラブ内ではすべてコーチおよび運営スタッフの指示に従うこと
- (2) クラブの秩序を守り、他の会員、利用者に迷惑をかけないように努めること
- (3) チームワークを会員相互で守り、明朗快活なスポーツマンとなるよう楽しい雰囲気の中でトレーニングすること
- (4) クラブ内に必要以上の貴重品や多額の金銭を持ち込まないこと。また、クラブに備えてある備品以外のトレーニング器具を持ち込まないこと
- (5) 施設内では携帯電話を使用は周りの方に迷惑をかけないこと

第17条(会員資格の譲渡)

会員は会員資格の譲渡はできない。

第18条(管理責任)

本クラブ内で発生した事故・盗難については一切責任を負わないものとし、これについて一切異議申立てをすることはできない。但し、本クラブにおいて、本クラブの責任と認められる事故については、本クラブの加入する保険金内で補償するものとし、それ以上の責任と補償は負わないものとする。

第19条(入会できない人)

暴力団(関係者を含む)、刺青を入れている方、金髪など奇抜な毛染めされている方、つけ爪・精神的な異常がある方など本クラブに相応しいと思われない方は本クラブに入会はできない。

第20条(改定)

本規約の改定・変更は運営委員会の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

第21条(退会)

退会される場合は、当月の10日の営業時間までに退会届に必要事項を記入のうえ署名し、会員証(旧会員)とともにフロントに提出しなければならない。尚、事務手続締切日(10日)以降の退会手続きは翌月末退会、休会手続きは翌々月からの休会とする。

第22条(発行)

この規約は平成16年11月に効力を生じる。

第23条(会員証)

会員証を紛失・毀損された場合はフロントにお申し出ください。(会員専用アプリ使用の場合は必要ありません) 会員証が必要な場合は、実費にて再発行いたします。

第24条(個人情報の取扱いに関する同意)

会員は、入会申込書に記載された個人情報をラック湖南が、事業における市場調査・商品開発・商品・サービス情報の提供・宣伝物・印刷物の送付に利用することを同意します。